

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月25日

【会社名】 三井松島産業株式会社

【英訳名】 MITSUI MATSUSHIMA CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 天 野 常 雄

【本店の所在の場所】 福岡市中央区大手門一丁目1番12号

【電話番号】 代表 092(771)2171

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部担当 和 田 吉 高

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区大手門一丁目1番12号

【電話番号】 代表 092(771)2171

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部担当 和 田 吉 高

【縦覧に供する場所】 三井松島産業株式会社東京支社
(東京都品川区東品川四丁目12番6号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

当社は、平成30年6月22日開催の当社第162回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

平成30年10月1日付(予定)をもって、石炭販売事業の会社分割により持株会社(同日付で「三井松島ホールディングス株式会社」へ商号変更予定)体制へ移行することに伴い、会社分割の効力発生を条件として、現行定款第1条(商号)及び第2条(目的)を変更し、併せて、会社分割の効力発生日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、串間 新一郎、天野 常雄、小柳 慎司、野元 敏博の各氏を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、高田 義雄、荒木 隆繁、野田部 哲也の各氏を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、篠原 俊を選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬制度導入の件

監査等委員である取締役以外の取締役及び執行役員に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入するものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬制度導入の件

監査等委員である取締役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数	反対数	棄権数	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合	
第1号議案 定款一部変更の件	94,065個	284個	6個	(注)1	可決	99.69%
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件				(注)2		
串間新一郎	77,527個	16,822個	6個		可決	82.17%
天野常雄	78,127個	16,222個	6個		可決	82.80%
小柳慎司	81,601個	12,748個	6個		可決	86.48%
野元敏博	81,575個	12,774個	6個		可決	86.46%
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件				(注)2		
高田義雄	88,639個	5,711個	6個		可決	93.94%
荒木隆繁	80,078個	14,272個	6個		可決	84.87%
野田部哲也	90,273個	4,077個	6個		可決	95.67%
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件				(注)2		
篠原俊	94,083個	266個	6個		可決	99.71%
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬制度導入の件	90,737個	3,613個	6個	(注)3	可決	96.16%
第6号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬制度導入の件	75,217個	19,133個	6個	(注)3	可決	79.72%

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。